



滋人委第250号

平成17年(2005年)10月17日

滋賀県議会議長 富士谷 英 正 様

滋賀県知事 國 松 善 次 様

滋賀県人事委員会

委員長 市 木 重 夫

職員の給与等について

本委員会は、地方公務員法第8条第1項、第14条第2項および第26条の規定に基づき、一般職に属する職員の給与等について別記第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別記第2のとおり勧告します。

この勧告に対し、その実現のため、速やかに所要の措置を執られるよう要望します。